

議 第 3 6 号

消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

本市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部を改正
する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 20 日提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
の一部を改正する条例

新潟県柏崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平
成 2 8 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表中土曜日の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県柏崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年3月25日条例第15号）

改正後		改正前	
(開所日及び開所時間) 第4条 センターの開所日及び開所時間は、次の表のとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。		(開所日及び開所時間) 第4条 センターの開所日及び開所時間は、次の表のとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。	
2 (略)	開所日	開所日	開所時間
	月曜日から金曜日まで	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後4時まで
		土曜日	午前9時から正午まで
2 (略)		2 (略)	